

# 基本協定書

新潟県・新潟市

新潟県（以下「県」という。）と新潟市（以下「市」という。）は、市の地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の規定により政令で定める指定都市（以下「政令指定都市」という。）への移行に必要な県と市との間の事務移譲等に関し、基本協定を締結する。

県と市は、この基本協定の趣旨を踏まえ、県から市への円滑な事務移譲等に向け、引き続き連携、協力を行うものとする。

### 1 法令等に基づく移譲事務

法令及び国の要綱・通知により政令指定都市に移譲されることとなる事務及び法令により政令指定都市が行うことができる事務のうち、政令指定都市移行時に市が行う事務は、別表1に掲げる826事務（法令移譲事務723事務、国の要綱・通知に基づく事務103事務）とする。

なお、これらの事務のうち、法令により政令指定都市が行うことができるとされている事務で、県と市が協議して政令指定都市移行時に市に移譲される事務は、別表2に再掲する13事務とする。

### 2 事務処理特例条例による移譲事務

県が事務の処理の特例に関する条例等により、市の政令指定都市移行時に移譲する事務は、別表3に掲げる255事務とする。

### 3 県単独実施事務事業

県単独実施事務事業のうち、市の政令指定都市移行時に移譲する事務は、別表4に掲げる32事務事業とする。

なお、これらの事務事業のうち、次の5事務事業については、3年間経過措置を実施し、県の補助率を現行の2分の1から3分の1、6分の1、12分の1に段階的に引き下げる。

- (1) 乳児医療費助成事業補助金
- (2) 幼児医療費助成事業補助金
- (3) 重度心身障害者医療費助成事業補助金
- (4) ひとり親家庭等医療費助成事業補助金
- (5) 老人医療費助成事業補助金

#### 4 法令等に基づく移譲事務の移譲に伴う確認事項

法令等により県から市に移譲される事務に関し、協議した事項は次のとおりである。

##### (1) 児童自立支援施設に関する事務

児童福祉法第44条に規定する児童自立支援施設に関する事務については、地方自治法第252条の14第1項の規定により、市が県に委託する。

##### (2) 国県道に関する県債元利償還金の取扱い

県が市の政令指定都市移行の前年度までに発行した市域分の臨時地方道整備事業債（一般分）及び一般公共事業債（道路事業）の元利償還金について、県への普通交付税措置相当額を除いた額を市の負担とする。

##### (3) 当せん金付証票（宝くじ）の販売収益金の配分

当せん金付証票法（昭和23年法律第144号）第4条の規定に基づき販売する当せん金付証票（宝くじ）の販売収益金の県と市の配分割合は、県が100分の67、市が100分の33とする。

#### 5 その他確認事項

##### (1) 人的支援

県から市への円滑な権限移譲等を進めるため、県は必要な人的支援を行うものとする。

このため、県からの職員派遣及び市の職員の県における実務研修等の実施について、県と市で協議するものとする。

##### (2) 河川管理

河川管理については、市の政令指定都市移行時には移譲を行わないこととし、今後、継続して協議を進める。

#### 6 特に定めのない事項等の取扱い

この基本協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県と市で協議のうえ、別に定めるものとする。

この基本協定の締結を証するため、新潟県知事及び新潟市長が署名する。

平成17年11月29日

新潟県知事      泉田 裕彦

新潟市長      篠田 昭

